平成２６年（フ）第１５５４号
札幌市白石区平和通15丁目北１番11―203号
債務者　大垣　　章
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５７号
北海道北広島市美咲き野２丁目15番地３
債務者　向井　妙子（旧姓渡邊・中村）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６３号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目４番５―403号
債務者　湯谷　　正
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６５号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目46番地62
グローリー菊水上町301号
債務者　白田小百合
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８２号
札幌市西区西野５条４丁目９番８―201号
債務者　佐々木香代
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９２号
北海道恵庭市黄金北１丁目４番地９　ハイツＬｕｃｋｙ107号
債務者　鈴木留美子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
山形県酒田市宮海字安政231番地の１、前住所山形県酒田市藤塚字元和里121番地
債務者　堀　ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２４６号
群馬県伊勢崎市境栄668番地
債務者　田中　国夫
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４７号
群馬県伊勢崎市境栄668番地
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８２１号
埼玉県上尾市大字久保294番地３
債務者　加藤岡　弘
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2534番地９
債務者　福島　綾子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２４７号
埼玉県熊谷市楊井1970番地２、前住所埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2042番地９
債務者　中山　英二
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２４８号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1031番地２　サンヒルズＣ―102
債務者　中山美智子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６３５号
千葉県船橋市前原東３丁目13番５号　定方方
債務者　鈴木　規夫
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７３号
千葉県市川市本北方１丁目47番２号
債務者　佐藤　葉子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１６号
千葉市中央区都町1155番地４
債務者　林　　正雄
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
千葉県香取郡神崎町四季の丘27番地７
債務者　斉藤　弘一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第３６２号
神奈川県小田原市扇町２丁目32番20号
債務者　竹内　　功
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部